

8月定例連絡委員幹事会

と き 令和2年8月4日(火) 午後3時～

ところ 市役所 2階 会議室3

1. 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

- (1) 令和2年国勢調査への協力依頼について(秘書情報課)・・・・・・・・・・資料1
- (2) 令和3年度消防団員の選出協力について(防災課)・・・・・・・・・・資料2
- (3) 令和3年度区民館等の修繕等の予定について(地域協働課)・・・・・・・・・・資料3
- (4) 町内会における個人情報の取り扱いについて(地域協働課)・・・・・・・・・・資料4

4 報告事項

5 その他

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. 清新な文化の町に

若い力を育て、文化と教養の
まちをつくります。

連絡先	秘書情報課情報統計係
担当	都築、尾崎
電話	95-9863

令和2年8月4日

碧南市連絡委員各位

令和2年国勢調査碧南市実施本部

本部長 金 沢 宏 治

令和2年国勢調査への協力依頼について（お願い）

日頃は、碧南市政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年10月1日を期して全国一斉に国勢調査が実施されます。この調査は、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象とする国の最も重要な調査で、その結果は、行政の基礎資料として活用されるほか、学術・教育機関、企業など幅広い分野で利用され、私たちの暮らしに活かされます。

つきましては、調査活動実施中に居住不明世帯や調査困難世帯などの情報を得るため区民館等へ調査員が訪問した際には、調査員証をご確認の上、特段のご配慮とご協力をお願いいたします。

また、本調査は新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大を防止し、皆様と調査員の安心・安全を確保するため、調査書類の配布や受け取りをできる限り対面しない非接触の方法で行います。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 調査のスケジュール

① 国勢調査のお知らせチラシの配布（9月上旬）

② インターネット回答用ID・調査票の配布（9月中旬～下旬）

※調査の趣旨等の説明はインターホン越しに行い、調査書類は郵便受けやドアポストに入れるなどしてお配りします。ご不在の場合は、直接、郵便受けやドアポストなどに入れさせていただきます。

※新型コロナウイルス感染症対策のためできる限りインターネットでの回答をお願いします。インターネットの回答期限は9月14日～10月7日までです。また、調査票での回答期限は10月1日～7日となります。

③ 回答確認チラシの配布（10月上旬）

④ 調査票の回収（10月上旬）

※原則、インターネットまたは郵送提出でお願いします。希望者のみ調査員が訪問し、回収を行います。

⑤ 未提出世帯への督促（督促状の配布）（10月中旬～下旬）

2 調査の対象 約29,400世帯 約73,200人（令和2年5月末現在）

3 調査事項 16項目（氏名、性別、出生の年月、配偶の関係、国籍、5年前の居住地、教育状況、就業状況、従業地又は通学地など）

4 調査の周知 9月1日号広報へきなんへ掲載、市ホームページへ掲載、公共施設等でのポスターの掲示やチラシの配布

連絡先 防災課地域防災係

担当 小川・鈴木

電話 95-9875

令和2年8月4日

資料 2

碧南市連絡委員各位

市民協働部防災課

課長 中川英治

(公 印 省 略)

令和3年度に入団する消防団員の選出について（依頼）

残暑の候、時下ますます御清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は本市消防団の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年3月31日付けで任期満了となる消防団員の補充のため、下記により団員の選出をお願いします。

記

1 分団名及び選出人員数

	第1分団 (新川・中央)	第2分団 (大浜)	第3分団 (棚尾・中央)	第5分団 (旭)	第6分団 (西端)
副分団長	1	1	1	1	1
部長	1	1	1	1	1
団員	6	6	6	6	6

※第1分団 新川地区、中央地区の一部(道場山区・天王区)とで選出人員の調整をお願いします。

※第3分団 棚尾地区、中央地区の一部(中山区)とで選出人員の調整をお願いします。

2 委託料等

団員選出に係る各地区への地域振興事業委託料として、以下の金額を各地区宛に振り込みます。

第1分団に係る地区への委託料は全て新川地区に振込みします。道場山区及び天王区と調整をしてください。

第3分団に係る地区への委託料は全て棚尾地区に振込みします。中山区と調整をしてください。

(1)活動費

1分団当たり20,000円

支払時期：令和2年9月頃支払い

分団	1	2	3	5	6
地区	新川・中央※	大浜	棚尾・中央※	旭	西端
活動費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

※道場山、天王

※中山

(2)入団費

入団承諾者1人当たり20,000円

支払時期：令和3年3月頃支払い

3 その他

入団承諾書は随時防災課へ提出してください。

各分団で消防団員が定員に達した後に、別紙「消防団員選出報告書」を各地区連絡委員正幹事名で防災課へ提出してください。なお、「消防団員選出報告書」の作成は防災課にて行います。正幹事様におかれましては、御承認のうえ押印をお願いします。

記入例

【第〇分団 部長】

入団承諾書

令和2年12月21日

碧南市消防団長 殿

私は、令和3年 4月 1日より碧南市消防団の団員として入団することを承諾いたします。

記

- 1 本人住所 〒 447-0878
碧南市松本町〇〇番地
- 2 本人氏名 碧 南 一 郎 (ふりがな へきなん いちろう)
- 3 生年月日 平成 5年 4月 5日 (27歳)
- 4 電話番号 (0566) 〇〇-〇〇〇〇 携帯電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 5 世帯主名 碧 南 吾 郎 (ふりがな へきなん ごろう)
- 6 消防団歴 無・有 (いつ頃か)
- 7 勤務先住所 〒 447-0878
碧南市松本町〇〇番地
- 8 勤務先名 消防団応援(株) 碧南営業所
- 9 勤務先電話 (0566) 〇〇-〇〇〇〇

※企業記入欄(碧南市企業防災力向上研修支援補助金を申請予定の場合にご記入ください)

令和2年12月21日

碧南市長 殿

住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
事業所名 消防団応援(株)
代表者職氏名 代表取締役社長 団 消太 (印)

当社は、上記従業者が消防団員として入団し、消防団活動を行うことについて、積極的な支援を行います。消防団活動を通じて企業の防災力向上に寄与する人材となるよう指導をお願いいたします。

記入例

口座名等報告書（消防団地域振興事業委託料振込用）

令和 2年 8月 4日

碧南市連絡委員代表幹事 殿

地区名 碧南地区
氏名 碧南一郎



令和2年度消防団地域振興事業委託料につきましては、以下の口座に振り込み願います。

金融機関名	銀行・信金 碧南 信組・農協 碧南支 店		
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	123456789
フリガナ	ヒコナシヨクイシヤヒコナシ		
口座名義	碧南市連絡委員 碧南地区		

提出期限：令和2年8月20日（木）

記入例

消防団員選出報告書

令和 3年 2月20日

碧 南 市 長 殿

碧南市連絡委員幹事

氏名 碧 南 一 郎



令和3年度消防団員を下記のとおり選出しましたので報告します。

記

(第 〇分団)

役職	ふりがな氏名	生年月日	勤務先	自宅住所	ふりがな世帯主	消防団歴	
						有・無	いつ頃か
副分団長	碧南二郎	S50.4.1	碧南市役所	碧南市松本町28番地	碧南十郎	有	H20.21
部長	碧南三郎	H02.5.1	碧南市民病院	碧南市平和町3-6	碧南百郎	無	
団員	碧南四郎	
団員	碧南五郎	
団員	碧南六郎	
団員	碧南七郎	
団員	碧南八郎	
団員	碧南九郎	

※個人情報情報は消防団員選出の目的以外では使用しません。

連絡先	防災課地域防災係
担当	小川・鈴木
電話	95-9875

令和2年8月4日

碧南市連絡委員正副幹事各位

市民協働部防災課

課長 中川英治

(公印省略)

令和3年度に入団する消防団員の選出に伴う打合せについて(照会)

残暑の候、時下ますます御清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は本市消防団の運営につきましては格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度に入団する消防団員の選出に伴い、防災課からの説明及び消防団との打合せを行う機会を設けます。下記の開催予定日から御希望の日程を御連絡下さいますようお願いいたします。

記

1 開催予定日

令和2年8月24日(月)、25日(火)、26日(水)、27日(木)、
9月11日(金)、14日(月)、15日(火)、18日(金)、
24日(木)、28日(月)、29日(火)

※打合せは1日につき1地区とし、先着順で決定させていただきます。

2 時間

午後7時から午後8時まで(1時間程度)

3 会場

各地区の区民館等

※日程が決まり次第、各地区で会場確保及び前年度引継ぎ事項確認など事前準備をお願いします。

4 出席予定者

各地区の区長等、碧南市(4名程度)、碧南市消防団・消防予備隊(5名程度)

5 希望日程の連絡期限

令和2年8月20日(木)まで

防災課地域防災係へ御連絡ください。

連絡先	地域協働課地域協働係
担当	齋藤・佐藤
電話	0566-95-9872

令和2年8月4日

碧南市連絡委員 各位

市民協働部地域協働課

課長 中根 雄介

令和3年度区民館等の修繕等の予定について（依頼）

残暑の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、令和3年度に区民館等の修繕等を予定している地区においては、下記により書類等のご提出をお願いします。

記

1 目的

区民館等施設整備事業補助金に係る令和3年度予算要求積算資料とするため。

2 提出書類等

工事費の見積書

3 補助額

別表のとおり

4 提出期限

令和2年8月21日（金）

5 提出先

市民協働部地域協働課地域協働係

6 その他

(1) 区民館等の修繕等を予定している地区は事前に地域協働課にご相談ください。

(2) 畳の張替え、冷暖房機器等の建物以外の修繕は対象外です。

(3) 市の予算及び地区の準備状況等を勘案し、実施年度について調整させていただくこともありますので、ご了承ください。

(4) 期限までにご提出いただいた見積書の額が、補助額を上限となります。提出期限以降の補助額の増額は、年度内であっても行えませんのでご了承ください。

別表

区分	補助対象経費	補助率	限度額
新築事業	本体工事費及び解体撤去工事費に要する経費並びにこれらの工事に伴う付帯工事費	4分の3	3,000万円
増築事業			1,500万円
改築事業 修繕事業	改築及び修繕に要する経費（経費が50万円未満の場合を除く。）	2分の1	1,500万円
公共下水道接続事業	公共下水道接続に伴う排水設備改造及び付帯工事に要する経費で碧南市水洗便所改造等資金融資あっせん規則（平成7年碧南市規則第42号）第3条第1号、第2号及び第3号に規定する工事に係る費用を合計して得た額	10分の9	—

※補助金の交付申請手続については、当該事業年度に行っていただきます。

※補助金の額は、補助対象事業ごとに算出した額を限度とし、市の予算の範囲内において定めます。

連絡先	地域協働課地域協働係
担当	齋藤静絵
電話	95-9872

令和2年8月4日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 中根雄介

町内会等における個人情報の取扱いについて(お願い)

個人情報保護法は、町内会や自治会を含む全ての事業者に適用されます。町内会等において個人情報を取り扱うときは、下記のことには注意して適切に管理してください。

記

- 1 個人情報を集めるとき
 - (1) 利用目的をあらかじめ具体的に特定すること
 - (2) 収集する範囲、項目(住所、氏名等)は必要最小限にすること
 - (3) 利用目的は、あらかじめ公表するか、本人に知らせること
 - (4) 個人情報のうち、人種、信条、病歴、社会的身分などの要配慮個人情報を取得する場合は、本人の同意を得ること
- 2 個人情報を利用するとき
 - (1) 取得した個人情報は、利用目的の範囲で利用すること
 - (2) 取得した個人情報を取得時とは異なる目的で利用する場合は、改めて本人の同意を得ること
- 3 個人情報を保管するとき
 - (1) 取得した個人情報は、盗難、紛失、漏洩等がないよう安全に管理すること
 - ア 紙の個人情報は、鍵のかかる金庫や引き出しに入れる
 - イ パソコンの個人情報データは、パスワードを設定する
 - ウ 個人情報を扱うパソコンにはウイルス対策ソフトを入れる
 - (2) 盗難、紛失、漏洩等が起こった場合、誰に報告するかあらかじめ決めておくこと
 - (3) 不要となった個人情報は、シュレッダー等で適正かつ速やかに廃棄すること

4 個人情報第三者に提供するとき

(1) 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、あらかじめ本人の同意を得ること（ただし、以下の場合を除く）

ア 法令に基づく場合（例：警察からの照会）

イ 生命、身体または財産の保護のために必要な場合（例：災害時の安否確認）

ウ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合（例：児童虐待からの保護）

エ 国や地方自治体等への協力

(2) 第三者に個人情報を提供した場合は、提供日や提供先などを記録し、個人情報保護委員会規則で定める期間保存すること

(3) 業務を業者に委託する場合は、個人情報の適切な管理を実施することについて確認すること

5 本人から個人情報の開示を求められたとき

(1) 本人から請求があった場合は、個人情報の開示、訂正、利用停止等対応すること

(2) 個人情報の取扱いに対する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処すること

町内会の世帯票Q&A

Q 1 世帯票の用紙だけがポストに入っていたが、世帯票の利用目的や回収方法などを明記すべきではないか？

A 1 町内会加入世帯の家族構成や氏名等の個人情報を記入する世帯票を配布する際は、その用紙に利用目的を明示する必要があります。また、世帯票は封筒に入れて回収するなど回収方法を明示して、個人情報が漏洩しないように配慮してください。

Q 2 世帯票の用紙に「災害時に利用する」と目的が記載されているが、災害時以外の町内会活動で利用する場合は、目的外利用になるのではないか？

A 2 世帯票を収集する際は、何に利用するのか目的を具体的に記載してください。

記載例：①災害時の安否確認のため、②火災、事故等の緊急連絡のため、③区及び町内会事業運営のため

Q 3 世帯票の用紙が4枚複写になっているが、4か所に分けて保管するのか？

A 3 収集する個人情報は必要最小限にしてください。4か所に分けて保管する必要がある場合は、それぞれの場所において安全に保管し、利用目的達成後は適正かつ速やかに廃棄してください。

